

一般社団法人日本理科教育学会タスクフォース等規程

2020年8月21日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人日本理科教育学会における特定課題の検討にかかわるタスクフォース等（以下「タスクフォース等」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 タスクフォース等の運営は、定款ならびにその他の規定に定められている事項を除き、本規定の定めるところによる。

(設置)

第3条 理事会は、本会の諸事業に関わる活動を特に進める必要があると認めるとき、タスクフォース等を設置する。

(構成)

第4条 タスクフォース等の構成員は、正会員、学生会員から選ばれる。

2 タスクフォース等の構成員については、理事会の承認を得るものとする。

(主査及び主査代理)

第5条 タスクフォース等には、主査を1名置く。また、主査の指名により必要に応じて主査代理を置くことができる。

2 タスクフォース等の主査は、理事会が任命する。

3 主査の任期は、原則として当該タスクフォース等が解散するまでとする。

4 主査は、本規定ならびに本会の定款ならびにその他の規定に従い、当該タスクフォース等を運営し、事務を統括する。

5 主査は、当該タスクフォース等の運営に関わる責任を負うものとする。

6 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故があるときには、その職務を代理する。

(活動)

第6条 タスクフォース等における各事項の決定は、原則として、会議（電子的なものを含む）により決議をもって行う。

2 タスクフォース等の会議は、主査もしくは主査代理及び構成員の半数以上の出席をもって成立し、会議における決定は、会議の出席者の過半数の賛成をもって行う。

3 タスクフォース等の経過及び結果については、随時、理事会に報告する。

(議事録)

第7条 タスクフォース等の活動における会議の記録は、その経過及び結果を記載した議事録として作成し、当該タスクフォース等が解散した年度末より、5年間保管する。

(設置期間)

第8条 タスクフォース等の設置期間は理事会で設置を決定した日から、タスクフォース等の目的が達成されたと理事会で判断された時までとする。

(改 廃)

第 9 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、2020 年 8 月 21 日より施行する。